

新 城 市 議 会

総 務 経 済 委 員 会

令和8年6月22日（月曜日）

総務経済委員会

日時 令和8年6月22日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案審査

第94号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第95号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第96号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第99号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決
第106号議案	「質疑・討論・採決」	原案可決

出席委員（8名）

委員長 浅尾洋平	副委員長 今泉吉孝				
委員 加藤稜唯	古瀬 剛	鈴木長良	村田康助	長田共永	中西宏彰
丸山隆弘					
議長 佐宗龍俊					

欠席委員（なし）

傍聴者（なし）

説明員

総務部長、総務部副部長兼行政課長、副消防長兼総務課長、行政課係長、税務課長
産業振興部長、産業振興部副部長兼観光課長、産業政策課長、消防長、消防署参事

事務局出席者

議会事務局長 阿部和弘 議事調査課長 松井哲也 書記 竹下晴之

開 会 午前 9 時 00 分

○浅尾洋平委員長 ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

これより19日の本会議において、本委員会に付託されました第94号議案から第96号議案、第99号議案及び第106号議案の5議案について審査します。審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第94号議案、新城市税条例及び新城市教育・保育給付認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 先日の本会議の質疑の中で滝川委員のほうからあった件であります。ちょっとだぶっちゃってるかも分かんですけども、最初に、資料を出していただいたものにちょっと基づいてやっていきますけどね。ふるさと納税に関する寄附金税額控除についてということで、限度額っていうのはちょっと本会議の中では、私ちょっと聞き漏らしたのかも分かんですけども、どういうこの税額控除の額になっておるのか、その辺ちょっと教えてください。まず1つです。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 寄附金控除のふるさと納税の見直しにつきまして、こちらにつきましては、限度額を新たに設定するという事で、所得税のほうの話になっていきますけれども、特例控除額に今まではふるさと納税寄附金控除をやると2割の控除を聞いていたんですけども、それを上限193万円、給与収入にして約1億円相当の設定をいたしまして、要は、高額所得者有利の配慮と公平性を考えるってところで、高額所得者が納税するに当たり、今までどこまでも2割っていうのが上限193万円以上は控除の頭打ちってところで、調整をしておるといような改正

になっております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 そういうこと、今までは無制限に控除を受けられるような体制になっておったんだけど、上限をつけましたよっていう、そういうことでいいですね。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 おっしゃるとおりでございます。お願いします。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 次にですね、復興特別所得税、これも滝川委員のほうから質疑があったんですけども、800万、これは10年間、これは延長して、復興特別所得税の課税期間を10年間延長して、防衛特別所得税の創設に伴う規定の整理ということで、この資料のほうに書いてありますけれども、これは内容大体分かりましたけどね、課税をする、この間の議会のときには、来年からっていうことをちょっと答えていただいたような気がしたんだけど、来年の確定申告をやって、そこではじき出された所得税に対して、今まではね、そのときに復興の関係でパーセントかけられておったんだけど、今回もまた来年からっていうことでよろしいですか。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今回の条例改正に当たるこの復興特別所得税と防衛特別所得税の期間っていうものでございますが、2027年令和9年の1月1日以降の所得について適用するという事で、先ほどありましたように復興特別所得税につきましては、10年間の延長し、今まで2037年までだったものが2047年令和29年まで延長し、なおかつ防衛特別所得税につきましては、当面の間ということはまだ国のほうが、そこまで当面ということで、最終を謳っておりませんので、ずっと10年延長し、さらなるその先っていうのはまだ未定というところで進んでおるもので

ございます。

以上です。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この資料を頂いた中で一番下の施行期日、これを見ると5番、⑤だから、この課税対象になるのは、令和10年1月1日からってことになってるもので、さっき言われたのは何、来年、令和9年と言われたんだけど、1年ちょっと誤差があるんだけど、これはどういうことですかね。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 令和9年1月1日以降の所得について、令和10年の確定申告からという意味でございます。

○丸山隆弘委員 了解、了解。了解しました。それともう1個。

○浅尾洋平委員長 丸山委員、続けてお願いします。

○丸山隆弘委員 まあ、いいか。これで分かりました。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 復興特別税の関係なんですけど、それと防衛特別所得税の関係なんですけども、市民の負担っていうようなところでちょっと整理をしたいんですけども、これは2026年今年の12月31日まで、これ復興特別所得税として所得の2.1%が負担になってくると。で、2027年、来年の1月1日から復興特別所得税が所得の1.1%、それから防衛特別所得税が所得の1%、トータルして、所得の2.1%ということで、市民の負担は、これ変わらないという、こういう理解でよろしかったでしょうか。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今、委員おっしゃったとおりでございまして、改正前、復興特別所得税2.1%だったものが、1.1%の1%の削減、その分の1%が防衛特別所得税が1%

増と新しく変わらしまして合計2.1%は変わらずというところで、住民負担の負担の面に関しましては、差引きゼロということで、よろしく願いいたします。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 ちょっと整理ができました、ありがとうございます。

あと、すいません。えっとですね、復興特別所得税ですね、これが今まで2.1がこれ1.1ということで、大幅に引き下げられたということなんですけども、これはその引き下げられた理由っていうのは、要するに、その復興がある程度、東日本大震災の復興に充てていたその辺の財源がですね、かなり復興してきたのでっていう、そういう理解でいいんでしょうか。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 今、委員おっしゃっていただいたようにそのとおりでございます。

○浅尾洋平委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 でも、当初のトータル25年間の復興特別税が10年延長になって、トータルで35年、復興特別税を負担になると、こういう理解だと思うんですけども、そういうことでよろしいですか。

○浅尾洋平委員長 林税務課長。

○林 和宏税務課長 10年間延長ということでございまして、利率のほうは下がってきましてけれども、引き続き、復興の方への税の当てがあるということで、全く復興のほうをゼロにするわけではなく、率は下がりまして、引き続き、10年間延長でお願いしておるといような流れでございます。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第94号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第95号議案、新城市東日本大震災被災企業等支援条例の廃止を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 本会議質疑で1点だけ聞かれなかったことをですね、確認させてください。

この南部企業団地、これ横浜ゴムさんが1件だということで、理解でよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 永田産業政策課長。

○永田美紀産業政策課長 委員おっしゃるとおりです。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第95号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべ

きものと決定をいたしました。

次に、第96号議案、新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第96号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第99号議案、工事請負契約の締結を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 これも先日の質疑の中で、もう一回確認したいことがあります。

更新の工事でありますので、これは、中継局はこれ変わらないってということでよろしいのかどうか。これ確認します、まず。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 中継局については、消防救急デジタル無線、これの使用については変わらないんですけども、設備の規模、少し縮小して、その代わりとして、I P無線、それから諸活動系無線、こちらの導入をしております。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 中継局の場所ですね、これ変わらないですかね。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 北設楽郡も含めて4箇所、これは変わりありません。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 質疑の中でね、入札のことについて滝川委員からあったと思うんですけども、一般競争入札でしたね。それで指名ではないということで、なぜ指名入札じゃなかったのかとか、それから、しっかりと競争してもらって、価格競争も含めてやってもらったほうがいいんじゃないかと、こんな発言がたしかあったような記憶があります。この辺のところ、消防庁のほうからは特殊性だとか、その辺のところ、確か答えられていたでいて、1社しかなかったんだと結果的にっていう、そういう流れでよかったですかね。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 契約の関係については、財政部局のほうで担当していただけるので、詳細はちょっと分かりかねるんですけども、新城市の契約チームの手引きっていう要綱がございまして、1千万以上の工事については、一般競争入札というのが基本となっております。入札審査会のほうにもしっかりと協議された内容となっておりますので、そういった認識しております。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 先日の質疑の中では、県内では5社でしたかね、こういう工事をやられるその特殊性の業者さんっていうのは5社ありますよと、そういうふうに認識されているということと、そん中で一般競争入札の結果、1社しかなかったと、こういう流れで、もう一回ちょっと確認したんですが、いいですかね。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 ちょっと一部訂正させていただきます、4社になります。4社の入札となって結果1社ということになりました。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 この特殊性っていうのがね、東三河のこの指令センターも含めて、その辺の関連も当然出てくるかと思いますが、その業者さんそのものが、全体を含めて県内4社、当然技術的には、これ同じ水準だと思いますので、その辺りが何ていうか、競争原理がしっかりと働いてないような感じはイメージ的にしたもんですからね、1社しか参加しなかったっていうのは、ちょっと残念な形なんですけれども、逆に随契をできんかも分からんですけれども、そういう方法も特殊性ということから言うと、あります、随契ね。これはなかなか難しいこともあるかも分かりませんが、このところについてのこの経過も含めて、町長のほうから答えていただいた経緯をもう一回確認したいと思うんですが、東三河の指令センターも含めて、その辺の関連も。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 今回の工事については、I P無線というものを導入してます。これは東三河では導入されていないものです。これ、何で新城消防はこの導入に至ったかと言いますと、総務省のほうで、令和6年の3月に不感地帯の対策等、通信手段のですね、この多重化による冗長性の確保、これの方針が示されました。

新城市については御存じのとおり、山間部でデジタル無線っていうのは、平行に電波を発射させるもんですから、不感地帯がかなり多いものとなっております。総務省のこの方針が出ましたので、これに基づいて新城市でI P無線を導入できないかということを検討を続けてまいりました。

このI P無線というのは、NTTドコモ回線を使用しますので、今まで不感地帯だったところ、特に幹線道路ですね、こちらがなかなか入らないところもありましたので、こちらの不感地帯をカバーできるっていうようなことで導入に至りました。

東三河については、デジタル無線、I P

無線入れてませんので、デジタル無線のみの今まで使ってたものの、継続して更新していくという形になります。そうなりますと、I P無線とデジタル無線の互換性ですね、これがなかなかできる技術というか、なかったっというところは実際あります。

実際、入札した4社ですね、これI P無線取り扱ってるところが3社って聞いてますけども、がありましたので、そういった技術はあるものとして実施しております。

実際、互換性が取れるような形で設備のほうを整えております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと私が勘違いしとったかも分かりますけど、一般競争入札で参加された業者さんっていうのは、4社参加されたということです。確か、本会議のときにはそのやり取りの中で、この1社だけっていうふうになんかちょっと理解しちゃったもんですから、こちらのちょっと解釈違ってたのか、ちょっと確認。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 失礼しました。札を入れたのが1社という形になります。

以上です。

○丸山隆弘委員 もう1個、すいません。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今までの機器、機械、これについては使えるものも当然あるし、I T無線か、これになると全然対応できないっていうこと。

一方で、デジタル無線、今までの、これについては共通で使えるということで、今までの物をもう全て更新しちゃうんですかね。使える物は使えるように利用されるのか、これもお願いします。

○浅尾洋平委員長 酒井消防署参事。

○酒井 孝消防署参事 先ほどもお伝えした

とおり、少し設備のほう縮小しますので、それ以外のところは、既設流用のほうさせてもらって、現在使っている、特に高性能無線制御設備、こちらについては、更新をせずに代わりに簡易無線設備というものを導入して、活動していく予定となっております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第99号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、第106号議案、和解及び損害賠償の額の決定を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 これもですね、先日の質疑の続きで確認したいと思います。

和解をされたっていうことで、損害金が2,105万5,150円、プラス令和5年の7月29日以降の支払われるまでの間の年3%分、これについては、この和解の中で話し合いの中で成立して、切りよく2,000万円にされたという形でよろしいですかね。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 裁判所のほうからですね、このように和解したらどうですかという中で、その金額を示されておる。それを承諾

するという形でございます。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あとですね、どんな質問だったかな。これ質疑してなかった。

再発防止に努めるっていうふうに書いてあるんですね、文面の中に。一方の和解は和解で、今後のもう再発防止に努めますよということが書いてあるんですが、今後の対応だとか対策は、どういうふうに考えていらっしゃるのかね。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 和解の条項案にもございますけれども、ウオータースライダー再開する場合におきましてはですね、閉塞部への何らかの処置、それからウオータースライダー利用方法の表示を行った上で、指定管理者とも協議の上、管理をどうしていくかというところも検討してまいりたいと思っております。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 再開、今ちょっと再開っていうことが出たんですけれども、再開する方向で取られるのか。あるいはまた活性化構想の中にもちょっと触れてくるのかも分かりませんが、ただウオータースライダーそのものの滑ってみたいよっていう声は、かなりやっぱり利用者さんからはあったと思うんですよ。それに対する対応、それからあと、今後の対応、対策になってくるわけですが、その辺もやっぱりきちんと打ち出していく方向を取っていったほうが、この新都市のこの観光面も含めて、対策を早く出すっていうことが必要じゃないかなと思っておりますでしょうかね。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 委員おっしゃられるとおりですね、湯谷温泉全体も含めてですね、このウオータースライダーもそこに含めて、今後どうしていくのかというところを協議しながらですね、再発ありきではございません

けれども、再発じゃないな、再利用というかなですね、についても慎重に検討しながらですね、決めてまいりたいと思っております。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 あと、今後のことで、再発防止っていうことで、努めますよっていうことになってますので、一般的にウオータースライダーですとね、危険が伴うっていうのはいっぱいあるんですね。

今回、たまたま大人の方が滑って転倒して慌てて滑り出してしまったがために事故が起きたと。あと子どもさんの場合はね、逆に滑るのはいいのかも分からんけど、着水したときはね、一番危なくて、一般的にですよ、これは。

あと、監視員ですね、監視員がこの記録を見ると、当時、プールのほうで1人張り付いておったと。あと、ウオータースライダーのほうは見えなかった。監視員が居なかったと。こういうこともあったと思うし、お客さんも少し多分、当時は開いていたから、その辺が手薄になっただけの可能性もあるんですけれども、今後の対策っていうのは、やはりそのところ、監視員をどうするのかとか、そういう対策も必要かと思いますが、この辺のところも含めて、詳細がちょっと謳ってないものですから、余計ちょっと・・・になっちゃって、答えいただければと思いますが。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 今、おっしゃられた再発防止策、監視員をどうするかとかですね、そういった部分につきましては、先ほど申し上げたとおりですね、指定管理者と協議を行いながらですね、適切な管理ができるようにしてまいりたいと思っております。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 最後、もう1個。

資料もいろいろいただいておりますけれども、取扱注意っていう言葉が右の上のところに書いてある資料を頂いておりますけれども、

ども、この辺の取扱い、それこそ取扱いを注意すべきところっていうのは、どういうふうに判断していったらいいのか。我々、議会側にとって、ここまで情報提供していただいて、それから今後のことも踏まえて、どの点に注意すべきなのか、また議会そのものが公表してもいい部分、また公表してはいけない部分、その辺のところをもう少しちょっと明確にさせていただいたほうが、我々議会としても動きやすいんですよ。

議案として、これ上程された以上は、やはり市のほうも曖昧な方向性取ってもらっても困るし、我々も曖昧な行動を取ると、大変な事態になる可能性もこれを含んではいると思いますので、ここをちょっと確認したいと思います。どこまで取扱注意の点なのか、議案としては出て、議案の説明の中では出てるし、質疑の中でも、部長のほうからかなり踏み込んだところまで今回、答弁されておると記憶しているんですが、その辺のところを明確にさせていただければと思うんですが。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 すいません、主にですね、ちょっと気をつけたっていう点につきましては、個人情報の部分に当たります。

事故が起きた当時ですね、相手方さんのほうからですね、事故公表しないのかみたいな、というようなちょっと話から始まってくるんですけども、市としましては、事故がちょっと落ち着いた段階ですね、発表しようとしておったというようなところもございます。

そうしたところから、相手さんのほうから、市が公表したことによって、職場ですとか、そういったところでSNSでもそうなんですけども、大分ちょっと社会的な批判を浴びたようなところがあったというところ、ずっと御本人さんがですね、かなり個人情報の部分を公表されるのには、大分神経質になられておるということがございました。

そうしたことで、この和解案、5月に提示

されたときにおいてもですね、そのどこに在住ですとか、何歳代とか、ああいったところにつきましては、我々としては、議会へ上程するものですから、基本的にはどこの誰さんっていうのは、挙げていくわけなんですけども、ただそういった一方で、御本人さんの最初から最後までそういった強い意見といいますかいうところがありまして、今回、議案見ていただきますと、そういったちょっと個人情報的な部分はちょっと出してはないということとなっております。

土曜日の新聞でしたかね。我々としては、ちょっとそういったことも踏まえまして、個人情報とはちょっと公表していないわけなんですけども、新聞社さんのほうでは、そこら辺、取材をされてですね、新聞掲載されとるというようなことでありまして、私どもとしては、市としましては、個人情報の部分を特に取扱注意をお願いをしたいということでもあります。

以上です。

○浅尾洋平委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今のところだけで、要は資料を頂いて、取扱注意になってる、この2枚の紙ですね、資料を頂いた中で。

これはあくまでも取扱注意で、もうこれは出してはいけませんよっていうものなのか、そこら辺のところがね、もうちょっと曖昧に取られる方もお見えになるかも分からんし、個人情報という部分については、よく理解しておりますので分かりますけれど。

例えばだけど、損害賠償の額だとか、これはもう議案に載っておるんですけども、その辺のところも含めて、どこまでが我々が守るべきところなのかっていうところ、非常にこれちょっと不安なんですけど。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 和解の内容につきましては、先方さんとのこのすり合わせといいますか、打合せの中においてですね、こういった和解内容につきましては、公開しないこと

というのが設けられておりますので、そこも含めて、取扱注意をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 改めて、これ被控訴人ですね、こちら客観的な非が認められなかったというのが重い部分だと思うんですが、改めて、今回、3審、つまり最高裁にですね、上告できなかった理由というのはちょっと改めて教えてください。

○浅尾洋平委員長 長坂行政課長。

○長坂茂英行政課長 市としましてはですね、これまで30年以上にわたりまして、施設できてから三十数年なるんですけども、それまで一度もこういった人身事故を起こしたときはなかったという中においてですね、今回初めてこうした事故が起きたということで、市としては乗り方がですね、通常の利用方法を逸脱しているのではないかとということで、主張をして、いったわけなんですけども、裁判所では、その主張が認められなかったというものでございます。

通常の利用方法を超えたものとは言えないということで、判断されたということだと思っております。

以上です。

○浅尾洋平委員長 長田委員。

○長田共永委員 それを踏まえてですね、控訴できなかったという理由だと理解します。その上でですね、先ほどから、再発防止のことで、指定管理者側とお話しされるという部分もあったんですが、そういうことだったら、例えば監視カメラの設置だとか、そこら辺を含めて検討はされるという理解でもよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 そういった御意見もで

すね、参考にしながら、今回の裁判の中で問題になった部分も含めてですね、検討していきたいというふうに思ってます。

○浅尾洋平委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと1点、質疑で負担割合のことが今回たまたま保険会社が一緒だということで、これは曖昧というか、出せないと言われたんですが、こうした部分の確認なんですけど、もちろんプールがありますんで、多額な指定管理者は保険等はかけると思うんですが、今後ですね、指定管理するに当たって、こうした保険の部分のほうの確認も改めてされていくのかどうか、その点だけ、考えがあったら教えてください。

すいません、例えば幾ら入っているだとか、そういった部分、それで、市のこの保険と合わせてのすり合わせ、今回のことを含めて、今後の指定管理の委託先にすり合わせるのか、その点も教えてください。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 今回につきましては、市と指定管理者、同じ保険会社ということで、特段どちらが悪かったというよりも、施設の管理の部分、それから、そもそもそのウオータースライダー自体に欠陥ではないですけれども、そういった危険な部分があったところで、どちらが悪いというところは、ちょっと示してはおりませんけれども、今おっしゃられたとおりですね、今後どういった形で、その保険に入っていくのかということも含めてですね、指定管理者とすり合わせを行っていきたいというふうには考えております。

○浅尾洋平委員長 長田委員。

○長田共永委員 確認させてください。改めて、今回のことでですね、これ明確にしといったほうがいいと思うんですが、けがは、施設と行政の責任ではないということだけは明確にしたいと思うんですが、そういった考えでよろしいでしょうか。

○浅尾洋平委員長 貝崎観光課長。

○貝崎禎重観光課長 そういったスタンスで、市としては裁判に臨んでおりました。ただ、それがちょっと認められなかったというふうを考えております。

○浅尾洋平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○浅尾洋平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第106号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅尾洋平委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午前9時38分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務経済委員会委員長 浅尾洋平